

DV防止法保護命令発令状況
(H16.12～H17.12)

H18年2月8日
弁護士 長谷川京子

DV防止法の改正法施行後1年の保護命令の発令状況についてのコメントです。

①改正前DV法の下での、保護命令認容件数は4262件、1年1420件ほどですが、改正後の13ヶ月では2315件、1年(12ヶ月)に引き直せば2137件ほどに増えています。

保護命令が、DV被害者の安全に関するニーズにかなりの程度適合している結果だと評価できます。

②これには再度の保護命令発令件数が209件、9%含まれています。再度の保護命令が占める割合は、改正前(5%)より明らかに増加しています。

形式的要件の選択肢追加が、奏功していると評価できます。

③被害者だけへの接近禁止命令が認められた件数は1034件に対し、子どもへの接近禁止命令が出た件数は、1277件と、被害者だけの件数を上回ります。子どもを含めた保護命令のニーズが如何に切実かが分かります。

④これに対して、退去命令は、13ヶ月で224件で、保護命令全体の認容件数に占める割合は9.7%しかありません。これは、改正前、3年間で1301件、年平均433件、保護命令全体の認容件数に占める割合が30.5%を占めていたことに照らすと、明らかな退潮といわなくてはなりません。

保護命令全体の認容率自体は、改正前80.5%に対し改正後78.9%とやや下がったものの大きな変化がないを見ると、この退去命令の退潮は、申立人側の抑制が働いた結果かもしれません。

以上